

みよし市集会施設（公民館）個別施設計画

令和元年 3 月

みよし市 生涯学習推進課

目次

1	計画の概要	
(1)	背景	1
(2)	対象施設	1
(3)	計画期間	1
2	施設の概要	
(1)	施設の財産状況	1
(2)	施設の利用状況	2
3	施設の状態	
(1)	点検状況	2
(2)	点検施設	2
(3)	点検結果	2
	三好下公民館	3
	明知下公民館	4
	苅生公民館	5
	高嶺公民館	6
(4)	修繕履歴	7
4	対策の優先順位に関する基本的な考え方	8
5	対策の内容・実施期間・費用の考え方	8
6	日常における施設管理	8

1 計画の概要

(1) 背景

平成25年11月に国から、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定に取り組むよう通知があり、本市においても平成29年3月に「みよし市公共施設等総合管理計画」が策定されました。

過去に建設された公共施設がこれから大量に大規模改修や建て替えの時期をむかえるなかで、長期的な視点をもって、施設の長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図るために、ここに「個別施設計画」を策定します。

(2) 対象施設

本計画では、「三好上公民館」、「三好下公民館」、「明知上公民館」、「明知下公民館」、「打越公民館」、「苅生公民館」、「黒笹公民館」、「高嶺公民館」の建物を対象とします。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、総合管理計画との整合を図り、令和元年度(2019年度)から令和38年度(2056年度)までの38年間とします。

2 施設の概要

(1) 施設の財産状況

名称	所在地	開館 年月日	敷地面積	延床面積	構造等	長寿命化 修繕	予防保全的 修繕
三好上 公民館	三好町 大坪12	H5.6.6	2,620 ㎡	654.87 ㎡	鉄筋コンクリート 2階	R15	R35
三好下 公民館	園原2- 1-2	S44.3.31	1,500 ㎡	609.48 ㎡	鉄筋コンクリート 2階	—	R11
明知上 公民館	明知町 東谷61	H7.7.1	1,511 ㎡	424.24 ㎡	鉄筋コンクリート 2階	R17	R37
明知下 公民館	明知町 下屋敷 6-1	S42.10.31	1,000 ㎡	655.57 ㎡	鉄筋コンクリート 2階	—	R9
打越 公民館	打越町 前田30	H3.1.1	4958.49 ㎡	337.36 ㎡	鉄筋コンクリート 平屋	R13	R33
苅生 公民館	苅生町 小金下 3-1	S41.10.31	2,600 ㎡	461.02 ㎡	鉄筋コンクリート 2階	—	R8
黒笹 公民館	黒笹1- 8-8	H7.7.9	2,865 ㎡	860.93 ㎡	鉄筋コンクリート 2階	R17	R37
高嶺 公民館	三好丘 緑4- 11-5	S39.3.1	1,140 ㎡	294.60 ㎡	鉄筋コンクリート 平屋	—	R6

(2) 施設の利用状況

(単位：人)

名称	平 2 6 年度	平 2 7 年度	平 2 8 年度	平 2 9 年度	平 3 0 年度
三好上公民館	2,960	2,960	3,000	3,000	3,000
三好下公民館	9,470	7,805	7,505	7,605	10,181
明知上公民館	2,510	2,236	2,340	2,340	2,340
明知下公民館	2,692	14,822	14,895	14,858	15,358
打越公民館	11,834	11,834	14,422	14,266	14,176
苅生公民館	11,330	10,978	9,122	10,342	9,967
黒笹公民館	9,480	9,480	9,480	9,571	9,530
高嶺公民館	11,100	11,500	7,960	5,420	4,190

3 施設の状態

(1) 点検状況

平成30年度に、築年数が30年以上の建物を対象に調査点検を行いました。

評価基準は、「建築物点検マニュアル」「公共建築物点検マニュアル」に準拠し、基礎、敷地、屋根、外壁について目視による調査点検です。

(2) 点検施設

- ・三好下公民館（経過年数48年）
- ・明知下公民館（経過年数50年）
- ・苅生公民館（経過年数51年）
- ・高嶺公民館（経過年数54年）

(3) 点検結果

3ページから6ページのとおり

評価基準の考え方

ランク	内容
A	・課題は見出されない。 ・近いうちは、大規模な修繕が不要と考えられるもの。
B	・概ね5年以内には、大規模な修繕が不要と考えられるもの。
C	・3～5年以内に対策の必要な課題がある。 ・対策により概ね3年以内には、大規模な修繕が不要と考えられるもの。
D	・早い段階（来年度、再来年度）に、対策が必要な課題がある。
E	・安全性、業務上重要な課題があり本年度中位に対策又は対策のための調査が必要なものがある。

◆ 建物評価表		建物名 : 三好下公民館	建物管理番号 :
点検のポイント			点検結果
			劣化
			有(○) 無(△)
1.基礎			
①	周辺地盤と比較して沈下又は隆起、亀裂その他損傷はないか。		A
2.敷地			
②	敷地内の舗装などに大きなひび割れ・陥没、傾斜、隆起、段差等損傷はないか。		B
③	排水溝などに排水不良や損傷はないか。		B
④	塀(補強コンクリートブロック等)や擁壁に著しいひび割れ、損傷、傾斜等はないか。		A
⑤	門やフェンスに腐食(著しい錆)や変形はないか。		A
3.屋上・屋根			
⑥	屋上床面に歩行上危険なひび割れ、反りや目地部の欠落や防水層等の膨れ等はないか。		B
⑦	屋根、排水溝に著しいひび割れ、浮きや土砂、ゴミの堆積、雑草の繁茂等があり、防水・排水機能を損なう恐れはないか。		-
⑧	屋根ふき材、下地材及び緊結金物に乱れ、割れ、変形、腐食(著しい錆)等はないか。		-
⑨	モルタル等の保護層や防水層に著しい浮きや亀裂等の損傷はないか。		-
⑩	伸縮目地材、シーリング材、塗材等に変形や劣化、欠損がないか。		B
⑪	排水不良による水溜りができていないか。		B
⑫	ルーフドレン排水溝が閉塞していないか。		C
⑬	屋上回りのパラペットの立ち上がり面や笠木に著しいひび割れ、白華や破損はないか。		A
⑭	屋上やバルコニーに設置された手すり・タラップに腐食(著しい錆)やがたつきはないか。		B
⑮	雨樋のつまり、がたつき、破損等や支持金物に腐食(著しい錆)はないか。		B
⑯	煙突本体、接合部や付帯金物に著しいひび割れ、肌別れ、腐食(著しい錆)等はないか。		-
⑰	設備機器や広告塔等の本体や接合部、支持部分に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。		A
4.外壁			
4-1 外壁			
⑱	外壁躯体に異常はないか ・鉄筋コンクリート造：鉄筋露出や著しい白華、ひび割れ、欠損等がないか。		B
⑲	外壁躯体に異常はないか ・鉄骨造：鋼材に腐食(著しい錆)等はないか。		-
⑳	外壁躯体に異常はないか ・木造：木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)はないか。		-
㉑	外壁躯体に異常はないか ・その他の構造：れんが、石、ブロック等に割れ、ずれ又は変位等や目地モルタルに著しい欠落はないか。		-
㉒	外装仕上げ材(タイル、モルタル、石等)に剥落等や著しい白華、ひび割れ、浮き、錆、変形、さび汁等はないか。		C
㉓	吹付け等の塗料仕上げ部分にチョーキング、浮き、剥落等はないか。		B
㉔	目地、シーリング材にひび割れ等はないか。		-
㉕	金属パネル仕上(鋼製・アルミニウム製・ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。		B
㉖	木板張りに著しいあばれ、剥がれ、腐食等がないか。		-
㉗	広告塔、空調設備等で、機器本体及び支持部分等に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。		A
4-2 外部建具他			
㉘	窓やドア本体に腐食(著しい錆)、ネジ等の緩みによる変形はないか。シーリング材にひび割れはないか。		B
㉙	窓ガラスに亀裂その他の損傷はないか。		A
㉚	扉の開閉時に著しいガタツキはないか。		B
㉛	施錠、開錠に不具合はないか。		B
㉜	基礎コンクリートに鉄筋露出や著しいひび割れ・欠損等はないか。礎石部にずれはないか。		-
㉝	屋外階段に歩行上支障があるひび割れ等や、手すりにがたつき等がないか。		-
㉞	給気口、排気口、防虫網等に通気不良となる塵埃、障害物がないか。損傷はないか。		A
㉟	土台が木造の場合は、木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)等はないか。		-
㊱	免震装置の鋼材部分に腐食(著しい錆)等はないか。		-

点検のポイント			点検結果
			劣化
			有(○)
1.基礎			
①	周辺地盤と比較して沈下又は隆起、亀裂その他損傷はないか。		A
2.敷地			
②	敷地内の舗装などに大きなひび割れ・陥没、傾斜、隆起、段差等損傷はないか。		B
③	排水溝などに排水不良や損傷はないか。		B
④	塀(補強コンクリートブロック等)や擁壁に著しいひび割れ、損傷、傾斜等はないか。		A
⑤	門やフェンスに腐食(著しい錆)や変形はないか。		-
3.屋上・屋根			
⑥	屋上床面に歩行上危険なひび割れ、反りや目地部の欠落や防水層等の膨れ等はないか。		A
⑦	屋根、排水溝に著しいひび割れ、浮きや土砂、ゴミの堆積、雑草の繁茂等があり、防水・排水機能を損なう恐れがないか。		-
⑧	屋根ふき材、下地材及び緊結金物に乱れ、割れ、変形、腐食(著しい錆)等はないか。		-
⑨	モルタル等の保護層や防水層に著しい浮きや亀裂等の損傷がないか。		-
⑩	伸縮目地材、シーリング材、塗材等に変形や劣化、欠損がないか。		-
⑪	排水不良による水溜りができていないか。		A
⑫	ルーフドレン排水溝が閉塞していないか。		A
⑬	屋上回りのパラペットの立ち上がり面や笠木に著しいひび割れ、白華や破損はないか。		C
⑭	屋上やバルコニーに設置された手すり・タラップに腐食(著しい錆)やがたつきはないか。		C
⑮	雨樋のつまり、がたつき、破損等や支持金物に腐食(著しい錆)はないか。		A
⑯	煙突本体、接合部や付帯金物に著しいひび割れ、肌別れ、腐食(著しい錆)等はないか。		-
⑰	設備機器や広告塔等の本体や接合部、支持部分に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。		C
4.外壁			
4-1 外壁			
⑱	外壁躯体に異常はないか ・鉄筋コンクリート造：鉄筋露出や著しい白華、ひび割れ、欠損等がないか。		B
⑲	外壁躯体に異常はないか ・鉄骨造：鋼材に腐食(著しい錆)等はないか。		-
⑳	外壁躯体に異常はないか ・木造：木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)はないか。		-
㉑	外壁躯体に異常はないか ・その他の構造：れんが、石、ブロック等に割れ、ずれ又は変位等や目地モルタルに著しい欠落はないか。		-
㉒	外装仕上げ材(タイル、モルタル、石等)に剥落等や著しい白華、ひび割れ、浮き、錆、変形、さび汁等はないか。		B
㉓	吹付け等の塗料仕上げ部分にチョーキング、浮き、剥落等はないか。		C
㉔	目地、シーリング材にひび割れ等はないか。		-
㉕	金属パネル仕上(鋼製・アルミニウム製・ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。		A
㉖	木板張りに著しいあばれ、剥がれ、腐食等がないか。		-
㉗	広告塔、空調設備等で、機器本体及び支持部分等に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。		B
4-2 外部建具他			
㉘	窓やドア本体に腐食(著しい錆)、ネジ等の緩みによる変形はないか。シーリング材にひび割れはないか。		B
㉙	窓ガラスに亀裂その他の損傷はないか。		A
㉚	扉の開閉時に著しいガタツキはないか。		C
㉛	施錠、開錠に不具合はないか。		A
㉜	基礎コンクリートに鉄筋露出や著しいひび割れ・欠損等はないか。礎石部にずれはないか。		-
㉝	屋外階段に歩行上支障があるひび割れ等や、手すりにがたつき等がないか。		-
㉞	給気口、排気口、防虫網等に通気不良となる塵埃、障害物がないか。損傷はないか。		A
㉟	土台が木造の場合は、木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)等はないか。		-
㊱	免震装置の鋼材部分に腐食(著しい錆)等はないか。		-

◆ 建物評価表		建物名	： 苅生公民館	建物管理番号	：
点検のポイント				点検結果	
				劣化	
				有(○)	
1.基礎					
	①	周辺地盤と比較して沈下又は隆起、亀裂その他損傷はないか。			A
2.敷地					
	②	敷地内の舗装などに大きなひび割れ・陥没、傾斜、隆起、段差等損傷はないか。			A
	③	排水溝などに排水不良や損傷はないか。			C
	④	塀(補強コンクリートブロック等)や擁壁に著しいひび割れ、損傷、傾斜等はないか。			C
	⑤	門やフェンスに腐食(著しい錆)や変形はないか。			-
3.屋上・屋根					
	⑥	屋上床面に歩行上危険なひび割れ、反りや目地部の欠落や防水層等の膨れ等はないか。			A
	⑦	屋根、排水溝に著しいひび割れ、浮きや土砂、ゴミの堆積、雑草の繁茂等があり、防水・排水機能を損なう恐れはないか。			B
	⑧	屋根ふき材、下地材及び緊結金物に乱れ、割れ、変形、腐食(著しい錆)等はないか。			C
	⑨	モルタル等の保護層や防水層に著しい浮きや亀裂等の損傷はないか。			-
	⑩	伸縮目地材、シーリング材、塗材等に变形や劣化、欠損がないか。			C
	⑪	排水不良による水溜りができていないか。			A
	⑫	ルーフトレン排水溝が閉塞していないか。			A
	⑬	屋上回りのパラベットの立ち上がり面や笠木に著しいひび割れ、白華や破損はないか。			D
	⑭	屋上やバルコニーに設置された手すり・タラップに腐食(著しい錆)やがたつきはないか。			B
	⑮	雨樋のつまり、がたつき、破損等や支持金物に腐食(著しい錆)はないか。			C
	⑯	煙突本体、接合部や付帯金物に著しいひび割れ、肌別れ、腐食(著しい錆)等はないか。			-
	⑰	設備機器や広告塔等の本体や接合部、支持部分に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。			D
4.外壁					
4-1 外壁					
	⑱	外壁躯体に異常はないか ・鉄筋コンクリート造：鉄筋露出や著しい白華、ひび割れ、欠損等がないか。			A
	⑲	外壁躯体に異常はないか ・鉄骨造：鋼材に腐食(著しい錆)等はないか。			-
	⑳	外壁躯体に異常はないか ・木造：木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)はないか。			-
	㉑	外壁躯体に異常はないか ・その他の構造：れんが、石、ブロック等に割れ、ずれ又は変位等や目地モルタルに著しい欠落はないか。			-
	㉒	外装仕上げ材(タイル、モルタル、石等)に剥落等や著しい白華、ひび割れ、浮き、錆、変形、さび汁等はないか。			C
	㉓	吹付け等の塗料仕上げ部分にチョーキング、浮き、剥落等はないか。			C
	㉔	目地、シーリング材にひび割れ等はないか。			B
	㉕	金属パネル仕上(鋼製・アルミニウム製・ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。			A
	㉖	木板張りに著しいあばれ、剥がれ、腐食等がないか。			-
	㉗	広告塔、空調設備等で、機器本体及び支持部分等に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。			B
4-2 外部建具他					
	㉘	窓やドア本体に腐食(著しい錆)、ネジ等の緩みによる変形はないか。シーリング材にひび割れはないか。			C
	㉙	窓ガラスに亀裂その他の損傷はないか。			A
	㉚	扉の開閉時に著しいガタツキはないか。			B
	㉛	施錠、開錠に不具合はないか。			B
	㉜	基礎コンクリートに鉄筋露出や著しいひび割れ・欠損等はないか。礎石部にずれはないか。			-
	㉝	屋外階段に歩行上支障があるひび割れ等や、手すりにがたつき等がないか。			-
	㉞	給気口、排気口、防虫網等に通気不良となる塵埃、障害物がないか。損傷はないか。			A
	㉟	土台が木造の場合は、木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)等はないか。			-
	㊱	免震装置の鋼材部分に腐食(著しい錆)等はないか。			-

◆ 建物評価表		建物名	高嶺公民館	建物管理番号
点検のポイント				点検結果
				劣化
				有(5/3)
1.基礎				
①	周辺地盤と比較して沈下又は隆起、亀裂その他損傷はないか。			C
2.敷地				
②	敷地内の舗装などに大きなひび割れ・陥没、傾斜、隆起、段差等損傷はないか。			B
③	排水溝などに排水不良や損傷はないか。			A
④	塀(補強コンクリートブロック等)や擁壁に著しいひび割れ、損傷、傾斜等はないか。			A
⑤	門やフェンスに腐食(著しい錆)や変形はないか。			B
3.屋上・屋根				
⑥	屋上床面に歩行上危険なひび割れ、反りや目地部の欠落や防水層等の膨れ等はないか。			A
⑦	屋根、排水溝に著しいひび割れ、浮きや土砂、ゴミの堆積、雑草の繁茂等があり、防水・排水機能を損なう恐れはないか。			-
⑧	屋根ふき材、下地材及び緊結金物に乱れ、割れ、変形、腐食(著しい錆)等はないか。			-
⑨	モルタル等の保護層や防水層に著しい浮きや亀裂等の損傷はないか。			-
⑩	伸縮目地材、シーリング材、塗材等に変形や劣化、欠損がないか。			-
⑪	排水不良による水溜りができていないか。			A
⑫	ルーフトレン排水溝が閉塞していないか。			A
⑬	屋上回りのパラペットの立ち上がり面や笠木に著しいひび割れ、白華や破損はないか。			A
⑭	屋上やバルコニーに設置された手すり・タラップに腐食(著しい錆)やがたつきはないか。			-
⑮	雨樋のつまり、がたつき、破損等や支持金物に腐食(著しい錆)はないか。			B
⑯	煙突本体、接合部や付帯金物に著しいひび割れ、肌別れ、腐食(著しい錆)等はないか。			-
⑰	設備機器や広告塔等の本体や接合部、支持部分に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。			B
4.外壁				
4-1 外壁				
⑱	外壁躯体に異常はないか ・鉄筋コンクリート造：鉄筋露出や著しい白華、ひび割れ、欠損等がないか。			D
⑲	外壁躯体に異常はないか ・鉄骨造：鋼材に腐食(著しい錆)等はないか。			-
⑳	外壁躯体に異常はないか ・木造：木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)はないか。			A
㉑	外壁躯体に異常はないか ・その他の構造：れんが、石、ブロック等に割れ、ずれ又は変位等や目地モルタルに著しい欠落はないか。			-
㉒	外装仕上げ材(タイル、モルタル、石等)に剥落等や著しい白華、ひび割れ、浮き、錆、変形、さび汁等はないか。			C
㉓	吹付け等の塗料仕上げ部分にチョーキング、浮き、剥落等はないか。			C
㉔	目地、シーリング材にひび割れ等はないか。			-
㉕	金属パネル仕上(銅製・アルミニウム製・ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。			-
㉖	木板張りに著しいあばれ、剥がれ、腐食等がないか。			-
㉗	広告塔、空調設備等で、機器本体及び支持部分等に腐食(著しい錆)や損傷等はないか。			B
4-2 外部建具他				
㉘	窓やドア本体に腐食(著しい錆)、ネジ等の緩みによる変形はないか。シーリング材にひび割れはないか。			C
㉙	窓ガラスに亀裂その他の損傷はないか。			A
㉚	扉の開閉時に著しいガタツキはないか。			A
㉛	施錠、開錠に不具合はないか。			A
㉜	基礎コンクリートに鉄筋露出や著しいひび割れ・欠損等はないか。礎石部にずれはないか。			-
㉝	屋外階段に歩行上支障があるひび割れ等や、手すりにがたつき等がないか。			-
㉞	給気口、排気口、防虫網等に通気不良となる塵埃、障害物がないか。損傷はないか。			A
㉟	土台が木造の場合は、木材の著しい腐朽、損傷や虫害又は緊結金物に腐食(著しい錆)等はないか。			-
㊱	免震装置の鋼材部分に腐食(著しい錆)等はないか。			-

(4) 修繕履歴

【防水工事】

名称	修繕年度
三好上公民館	平成 30 年度
三好下公民館	—
明知上公民館	—
明知下公民館	—
打越公民館	平成 17 年度
筋生公民館	—
黒笹公民館	—
高嶺公民館	平成 30 年度

【空調機取替工事】

名称	修繕年度	場所
三好上公民館	平成 26 年度 平成 28 年度 平成 31 年度	1 階事務室、会議室、応接室 2 階全体 (和室、会議室) 1 階ホール
三好下公民館	平成 26 年度	1 階事務室、和室、応接室 2 階和室
明知上公民館	平成 31 年度	1 階全体
明知下公民館	平成 27 年度	1 階ホール
打越公民館	—	—
筋生公民館	平成 30 年度	2 階ホール
黒笹公民館	平成 28 年度 平成 31 年度	1 階ホール 2 階全体
高嶺公民館	平成 31 年度	和室

【外壁修繕工事】

名称	修繕年度
三好上公民館	平成 30 年度
三好下公民館	—
明知上公民館	平成 18 年度
明知下公民館	—
打越公民館	平成 17 年度
筋生公民館	—
黒笹公民館	—
高嶺公民館	平成 31 年度

4 対策の優先順位に関する基本的な考え方

対策の優先順位については、不特定多数の出入りが可能である特性を踏まえ、利用者の安全性確保に係る修繕を優先し、事故の防止に努めます。また、行政区の拠点施設として市の防災計画の中で災害時に避難者が緊急的に避難し身の安全を確保することができる施設「一時避難場所」として選定されていることから、利用者の利便性も優先し施設内の環境整備に努めます。

外壁の塗装については、利用者の安全性や利便性への影響は比較的小さいと考えます。内装・建具については、経常的な維持修繕費で対応します。

5 対策の内容・実施時期・費用の考え方

鉄筋コンクリート造の場合、劣化の状況に応じて必要な対策・改修等を行うことにより、70年から80年程度使用することが可能とされています。

目標使用年数は、「みよし市公共施設等総合管理計画」において、中長期的な経費の試算に用いられている更新時期の80年とします。

対策費用については、公民館は総務省の用途分類において社会教育施設に分類されることから、総合管理計画が示す単価（25万円/㎡）により試算すると、長寿命化修繕に要する費用は、概ね10億7千4百万円となります。

また、計画期間に実施する予防保全的な修繕に要する費用については、長寿命化修繕の単価を更新費の6割としていることに準じ、単価を長寿命化修繕の6割（15万円/㎡）と仮定すると、概ね6億4千4百万円と見込まれます。（資料1参照）

資料1 総合管理計画における公共建築物の長寿命化にかかる単価

- 建設後60年で更新（建替え）を実施する。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建替え時は費用を3年間に分割する。
- 建設後30年で大規模改修を実施する。改修時の費用は2年間に分割する。
- 更新（建替え）費の単価は、「更新費用試算ソフト」を参考にして、28～40万円/㎡とする。
- 大規模改修の単価は、一般的な想定値である建設費（更新費）の6割とする。

区分	更新（建替え）	大規模改修
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、病院施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設 処理施設、下水道施設、その他	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園施設	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

6 日常における施設管理

施設の長寿命化に受けて、計画的な修繕を実施するとともに、日常においても職員による施設点検を実施し、また、行政区からも異常箇所を発見した際に報告を受けるなど、施設老朽化の進行状況の把握及び修繕に要する箇所の早期発見に努めるものとします。

なお、これにより修繕の必要性が認められる箇所が生じた場合においては、その緊急性に応じた計画の見直しについて随時、検討していくものとします。